

議案第 4 号

字の名称を廃止することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙
変更調書のとおり字の名称を廃止し、同条第 2 項の規定による告示の指定する日
から効力を生ずるものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、大字の区域及び名称を新たに画し並び
に大字の区域を変更することに伴い、小字を廃止するため。

別紙 変更調書

小字を廃止する区域			摘要
大字名	小字名	地番	
	江戸岡	全区域	これに伴う 道路、水路 等を含む
	上浜田	全区域	
	先四手峠	全区域	
	下浜田	全区域	
	下松影	全区域	
	中深	全区域	
	浜田	全区域	
	檜谷	全区域	
	松影	全区域	
	吉井	全区域	
	吉井前	全区域	

備考 令和7年2月6日調査

小字廃止区域全体図
(令和6年度国土調査完了地区)

